

## 令和4年度 吉富町特産品開発等支援業務委託特記仕様書

### 1. 業務名

令和4年度吉富町特産品開発等支援業務委託

### 2. 適用

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する、令和4年度吉富町特産品開発等支援業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

### 3. 業務目的

まちづくり会社を中心となり、前身事業で誕生した創業者（チャレンジショップ入居者含む。）と従前から町に根付く産業・事業者とのコラボレーションを促進し、既存商品のブラッシュアップや相互における新たな特産品開発に取り組むこととする。

### 4. 業務内容

#### (1) 特産品開発に取り組む事業者の募集、決定

- ・特産品開発に取り組む事業者を募集し、事業者と各関係者と協議する場を設定すること。

#### (2) 町を代表する特産品の開発

- ・創業者と地場産業のコラボレーションを促進させ、新たな特産品づくりを行うこと。
- ・各種専門家（商品改良、パッケージデザイン等）を招聘し、商品企画、商品の磨き上げを行い、町を代表する商品づくりを行うこと。

#### (3) 特産品の販路開拓支援、専門家のサポート

- ・他の企業や団体と連携した活動に取り組み、販路開拓に取り組むこと。
- ・継続的に特産品の販売が可能な仕組み、販売体制づくりの支援を行うこと。
- ・販路開拓につながるテストマーケティングの場を設けること。

#### 【継続事業】

- ・フレンドリータウン協定を締結しているギラヴァンツ北九州との連携（さつまいも「紅はるか」の商品開発プロジェクト企画会議、商品パッケージ開発及び販路開拓支援）
- ・吉富漁業協同組合との連携（水産加工品製造・商品パッケージ開発及び販路開拓支援）

#### (5) ふるさと納税返礼品の登録サポート等

- ・町のふるさと納税への商品登録・商品開発につながる新規特産品開発に取り組むこと。

- ・次年度以降のふるさと納税の取り組み方針の協議
- (6) 業務実施報告書の作成
- ・業務実施報告書の作成、提出
5. 委託期間
- 契約の日の翌日から令和5年3月31日（金）まで
6. 業務場所
- 吉富町
7. 成果報告書の提出
- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 2部
  - (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R 又は DVD-R） 1部
8. 業務の進め方
- (1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
  - (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
  - (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。
  - (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。
9. その他
- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
  - (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
  - (3) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
  - (4) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。